

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町景観条例（平成 16 年ニセコ町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（事業計画の事前公開）

第 28 条の 2 開発事業者は前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等の相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。

第 29 条第 1 項中「前条」を「第 28 条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。